

## 5 不当な内容の契約

◆契約書にウソを書くことや、消費者に一方向的に不利な内容で契約させてはいけません。

(例)

- ・虚偽の内容を契約書に記載する行為
- ・消費者に一方向的に不利な内容の契約を締結させる行為



## 6 債務履行の不当な強要

◆どんな行為もガマンしないとイケない、ということはありません。

(例)

- ・おどして代金の支払や返済を強要する行為
- ・根拠のない請求をする行為



## 7 債務の不履行

◆消費者と約束したことは必ず守らなければなりません。

(例)

- ・期限を過ぎて、消費者からの催促を受けても契約の履行のための対応をとらない行為
- ・すぐに着手しないと期限内に間に合わないのに正当な理由なく債務の履行に着手しない行為



## 8 契約解除等への不当な妨害

◆契約を解除し返金を受ける消費者の権利を妨げてはいけません。

(例)

- ・クーリング・オフ\*など、消費者が正当な権利に基づいて行う契約の解除を妨げる行為

\*クーリング・オフ：特定の取引について、一定の期間内であれば、消費者から一方的に申込の撤回や契約の解除を認める制度



## 9 不当な与信行為

◆悪質商法を助長するクレジット契約は禁止です。

(例)

- ・与信契約による信用の供与が消費者の返済能力を超えることが明らかなのに、当該与信契約を締結させる行為
- ・消費者を誤認させる情報を提供して、与信契約の締結を勧誘する行為



不当な取引方法に困ったら、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください!  
相談窓口の連絡先は本リーフレットの最後をご覧ください!



特に被害に遭いやすい**高齢者・若年者**は要注意!  
高齢のご両親や成人を迎えるお子さんにはぜひ教えてあげてほしいわ!